北上市告示甲第53号

北上市子育て世帯食材費応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和８年９月７日

北上市長　八重樫　浩　文

北上市子育て世帯食材費応援給付金支給事業実施要綱

（目的）

第１　この告示は、食材費の高騰による育児を行う家庭の食費負担の増加に対し、北上市子育て世帯食材費応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（支給対象児）

第２　給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「支給対象児」という。）は、令和８年９月１日（以下「基準日」という。）において北上市の住民基本台帳に登録されている小学校就学の始期に達するまでの者（以下「未就学児」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる未就学児は支給対象児とする。

(1)　基準日までに転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第１項に規定する期間内に届出がされた者

(2)　基準日までに出生し、戸籍法（昭和22年法律第２２４号）第49条第１項に規定する期間内に届出がされた者

(3)　その他市長が認める者

（給付金の額）

第３　給付金の額は、支給対象児１人につき8,000円とする。

（支給対象者）

第４　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、基準日において支給対象児を監護する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第４条第１項第４号に規定する者を除く。

(1)　法第17条に規定する公務員（以下「公務員」という。）以外の者であって、支給対象児に係る児童手当（法に規定する児童手当をいう。以下同じ。）を北上市長から受給しているもの（以下「一般支給対象者」という。）

(2)　公務員であって、支給対象児に係る児童手当を受給しているもの

(3)　支給対象児と別居しているため、当該支給対象児に係る児童手当を北上市長か

ら受給していないもの
(4)　その他市長が認めるもの
（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）
第５　市長は、一般支給対象者に給付金を支給しようとするときは、一般支給対象者に対して支給の申入れを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。
２　市長は、前項の申入れ後、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し給付金を支給するものとする。ただし、市長が別に定める日までに受給を希望しない旨の申出があった一般支給対象者については、この限りでない。
（申請等）
第６　第４第２号から第４号までに掲げる者（以下「公務員等支給対象者」という。）が給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に指定する電子情報処理組織により、次の各号に掲げる事項を入力の上、公的身分証明書の写しその他市長が必要と認める電磁的記録を添付して、申請しなければならない。
(1)　請求番号
(2)　支給対象児の氏名、生年月日及び住所
(3)　支給対象者の氏名、電話番号及び住所（第４第３号に規定する支給対象者に限る。）
(4)　請求金額
(5)　振込先口座
２　前項の規定による申請をすることができる期間は、市長が別に定める。
（支給の決定）
第７　市長は、第６第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは給付金の支給を決定するものとする。
２　市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、当該申請者に対し給付金を支給するものとする。
（支給方法）
第８　給付金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により支給するものとする。
(1)　一般支給対象者に対する給付金の支給は、児童手当の受給のために指定している口座に振り込む方法により行う。
(2)　公務員等支給対象者に対する給付金の支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行う。
２　前項の規定にかかわらず、口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合は、市長が別に定める方法により支給する。
（支給対象者が死亡した場合の取扱い）
第９　支給対象者が給付金の支給を受ける前に死亡した場合は、当該支給対象児を現

に監護する者からの申請に基づき、その者に給付金を支給することができる。ただし、第４ただし書に規定する者を除く。

（支給の取扱い）

第10　一般支給対象者に対する給付金の支給決定後において、第８第１項第１号に規定する金融機関の口座の解約又は変更により、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該支給対象者の責に帰すべき事由により令和８年12月24日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退したものとみなす。

２　公務員等支給対象者に対する給付金の支給決定後において、申請内容に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該支給対象者の責に帰すべき事由により令和９年３月25日までに支給ができなかったときは、申請を取り下げたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11　市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12　給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第13　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。